

**令和 8 年度
相模原市特別養護老人ホーム等
大規模修繕等補助金申請の手引き**

令和 8 年 4 月

**相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部
福祉基盤課**

目 次

ページ

はじめに	1
1 補助制度の目的	2
2 申請対象施設等	2
3 補助対象施設数	3
4 スケジュール（予定）	3
5 事前申込提出書類	3
6 本申請提出書類	4
7 契約	4
8 実績報告	4
9 その他	4

は じ め に

- この資料は、相模原市特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助事業の基本的な事項について要約したものです。
- 当該補助金の活用にあたっては、「相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則」、「相模原市特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付要綱」及び「社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備等の契約に関する指導実施要綱」等をしっかり参照してください。
- この資料は、令和8年4月現在の内容で記載しています。
- その他、関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分打ち合わせをする必要があります。
- 資料の内容等に関するお問い合わせは、次の担当へお願いします。

【担当】 健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課

電子メール fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-707-7046

1 補助制度の目的

この補助金は、特別養護老人ホーム等の計画的な修繕を促し、利用者が安心・安全に施設を利用できる環境整備に対し補助金を交付することを目的としています。

2 申請対象施設等

(1) 施設種別

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する施設

※ただし、介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する施設については、介護老人福祉施設の大規模修繕等と併せて行う場合に限ります。

(2) 条件

- ・令和8年4月1日時点で、開設してから20年以上経過していること。
- ・過去にこの要綱の補助金を受けていないこと。ただし、前回当該補助金を活用した補助事業の初年度の交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年を経過している場合を除く。

※ただし、令和8年度の事前申込（1次）については、令和8年4月1日時点で、開設してから30年以上経過している施設を対象とします。詳細は3ページの「4 スケジュール（予定）」を参照してください。

(3) 補助対象となる工事

居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の建物改修工事等施設の改修工事
給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備、昇降設備等付帯設備の改造工事
備品（1品当たりの取得価格（工事費も含む。）が100万円以上のもの）のうち設置工事が必要となるもの（ただし、市要綱第3項第7号の費用は除く。）
施設運営の経営改善に資するための改修工事

※補助対象施設が併設施設（補助対象外）の場合、施設ごとに補助対象経費を算定してください。設計上、補助対象外工事費を個別に拾い出すことが困難な場合は、補助対象施設と併設施設（補助対象外）の面積按分から対象外工事費を算出してください。

ただし、外壁及び付帯設備など、補助対象施設と併設施設（補助対象外）が共通して活用すると認められる箇所の工事等においては、全額を補助対象経費とします。

(4) 補助率

市の予算の範囲内において、補助対象経費又は補助基準額1億円のいずれか低い額に1/2の補助率を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助します。

(5) 補助対象外となる工事

- ・交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合
- ・他の補助制度により、当該事業の経費の一部を負担又は補助を受けている場合
- ・土地の買収、整地に要する費用等事業者の資産の形成に要する経費
- ・職員の宿舍、既存建物外の車庫又は倉庫に要する経費

- ・門、柵又は塀等の外溝工事に要する経費
- ・既存建物の買取に要する経費
- ・施設に固着しない備品及び設備に要する経費
- ・設計費用
- ・その他事業として市長が適当でないと認める経費

3 補助対象施設数

原則2施設を補助対象とします。

※申込数が2施設を超える場合、介護老人福祉施設の開設が早い施設を優先して当該年度の補助対象とします。ただし、当該補助金の利用回数が少ない法人を優先とします。

4 スケジュール（予定）

年 度	時 期	内 容	備 考
令和8年度	4月～6月末	事前申込（1次）	※令和8年4月1日時点で、開設してから30年以上経過している施設を対象とする。
	～7月末	内示	原則2施設を補助対象
	8月～9月	本申請	
	10月	交付決定	令和8年度に事業が完了する場合。
	1月	交付決定	令和9年度に事業が完了する場合。
	～3月	実績報告	令和8年度に事業が完了する場合。
令和9年度	～5月（請求）	支払	令和8年度に事業が完了する場合。
	事業完了	実績報告	令和9年度に事業が完了する場合。
	請求	支払	令和9年度に事業が完了する場合

※「事前申込（1次）」において、申込施設が2施設未満であった場合は、令和8年4月1日時点で、開設してから20年以上30年未満の期間が経過している施設を対象として「事前申込（2次）」を行います。その際のスケジュールについては、実施する場合に別途お示しします。

5 事前申込提出書類

- ・相模原市特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金事前申込書
- ・特別養護老人ホーム等大規模修繕等事業計画書
- ・特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金申請額算出内訳書
- ・見積書の写し ※その他資料についても提出を求める場合がありますのでご承知おきください。

6 本申請提出書類

- ・補助金等交付申請書
- ・大規模修繕等事業計画書
- ・特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金申請額算出内訳書
- ・大規模修繕箇所の現況写真
- ・建物の配置図、各階平面図
- ・見積書の写し
- ・工程表

※その他資料についても提出を求める場合がありますのでご承知おきください。

7 契約

当該補助事業に係る工事契約等については、「社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備等の契約に関する指導実施要綱」に基づき、原則として一般競争入札で実施してください。また、可能な限り市内企業への発注に努めてください。

8 実績報告

- ・補助事業等実績報告書
- ・特別養護老人ホーム等大規模修繕等事業実績書
- ・特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金実績額算出内訳書
- ・大規模修繕箇所の工事完了後の写真
- ・工事完了後の建物の配置図、各階平面図
- ・工程表
- ・工事請負契約書の写し、又はそれに準ずるもの
- ・請求書の写し
- ・大規模修繕等の支払額及び支払日が確認できる書類の写し

※その他資料についても提出を求める場合がありますのでご承知おきください。

9 その他

補助事業等に係る工事に着手したときは事業着手届を、当該工事が完成したときは事業完成届を速やかに提出してください。

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部
福祉基盤課 福祉基盤班

相模原市中央区中央 2-11-15 (本館 4階)

電話 042 (707) 7046

FAX 042 (759) 4395

Eメール fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

令和8年4月発行